**健康づくり実践例発信委託業務仕様書**

１　業務目的

　　コロナ禍において、「食」「運動」「社会参加」をテーマに気軽にできる健康づくりの実践例を発信して、県民１人１人の健康づくりの実践を促進する。

２　業務期間

　　契約の日から令和４年３月３１日まで

３　業務概要

(1)　効果的な健康づくり実践例の発信

　　 ア　働き盛り世代や健康づくりに無関心な層に対して健康づくり実践への意識を高める発信方法を企画し、実施すること。

　　 イ　チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という）構成団体が様々な機会で発信できる内容とすること。

　　 ウ　コロナ禍に対応したイベント等で効果的に発信すること。

　　 エ　健康づくり実践例の発信にあたっては、チャレンジふくしま県民運動のポータルサイトの活用及びふくしま健民アプリとの連携を図ること。

　　 オ　(2)で制作する動画コンテンツを有効に活用すること。

(2)　健康づくりの実践例を取り入れた動画コンテンツの制作

下記の内容を踏まえた動画を２本以上制作すること。

ア　「食」「運動」「社会参加」に関連したテーマの中から、動画を２本以上制作すること。

イ　協議会と以下のとおり連携すること。

　　　 ①協議会構成団体に対して実施した「健康づくり実践状況等のアンケート」結果を反映させること。

②今後実施するワーキンググループの議論内容等、協議会構成団体の意見を委託事業内容に反映させること。

ウ　実践例について、動画の中でエビデンスを取り入れること。

エ　多くの県民が気軽に実践できる内容とすること。

(3)　健康づくり推進課との連携

　 　ふくしま健民プロジェクト大使や県民健康の日などの活用を検討すること。

(4)　その他

　　 ア　実践例については協議会構成団体の監修を受けること。

イ　受託者は動画制作準備から実績報告までのすべての業務を行うこと。ただし、委託者が特に指定した場合を除く。

４　委託業務完了時の提出書類（成果品）

　　成果品は次のとおりとする。

　(1)　業務実績報告書

(2)　収支報告書

(3)　動画データ

５　著作権

(1)　成果品のデザインに関する著作権等（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む）、使用権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

(2)　受託者は採用作品に関し、著作人格権に基づく権利行使は行わないものとする。

６　仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、委託者の承諾を得ること。

７　その他

　　本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が誠意をもって協議し、法令を順守の上実施すること。